

令和 4 年度 いじめ防止啓発事業内容（案）

いじめ防止啓発事業の趣旨	いじめ防止をテーマにした啓発事業を継続して行うことにより、子どもや保護者をはじめ市民全体にいじめをなくそうとする意識を定着させる。
--------------	---

●事務局としては以下の3つを実施したいと考えています。

No.	実施案	内容・効果	課題
1	いじめ防止のぼり旗の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度策定しいじめ防止週間（10月～11月頃）に過去のロゴマークの作品を利用したのぼり旗を各校に立て、周知啓発に努める。 ・継続的（毎年決まった時期）に周知を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事との調整が必要となる。 ・のぼり旗は、芦屋市屋外広告物条例に抵触するため、公道沿いの校門には設置できない。
2	いじめ防止リーフレット配布及びいじめ防止ポスターの掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の標語やロゴマーク等の作品を利用したリーフレットを作成し、継続的な周知啓発が行える。 ・コミスクの活動時（随時）等関係機関に配布し、周知啓発を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別途県から配布されるリーフレット・ポスターもあるので、内容の検討が必要となる。
3	いじめ防止シールの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・過去のロゴマークを利用したシールを作成し、各校の先生に配布し、生徒への啓発として活用してもらうことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算上作成できる枚数に限りがあるため、配布する範囲の調整が必要となる。

※上記の事務局案以外に、取り組めそうな事業があれば是非ご提案ください。